

特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会

設 立 趣 旨 書

町田市に初めて学童保育クラブが生まれたのは1963年でした。その後、「子ども達の豊かな放課後」を願う多くの親達の願いを実現する運動の結果、24年前に「公設公営」の学童保育クラブとして新たなスタートをしましたが、その後、町田市は「民間委託」へと方針を転換し、幼稚園・保育園委託（法人委託）と運営委員会委託という運営形態が生まれました。

特に、運営委員会委託の学童保育クラブは、学童保育クラブが無い地域での『保育園卒園を目前にした子ども達を持つ親達の切実な思い』からやむを得ない選択としてスタートしたものでした。

そのクラブにわが子を通わせている保護者が、町田市との委託契約の当事者となり指導員との雇用契約を締結するなど、直接クラブの運営（経営）をするというのが運営委員会委託の学童保育クラブでした。

運営委員会委託の学童保育クラブでは、「親と指導員が抱える様々な悩み」を共通の問題として解決していく『場』として、3つの運営委員会委託学童保育クラブができた頃「3者会」ができ、その後、運営委員会委託の学童保育クラブができるごとに「4者会」、「5者会」となり、6ヵ所目のクラブができた頃に現在の「運営委員会委託学童保育クラブ連絡会（委託連）」となり、様々な課題について協力・協働して取り組んできました。

委託の学童保育クラブは、毎年4月1日の在籍児童数でその年度の委託料単価が決定されるため、財政運営が不安定となり、保育を担う指導員の雇用を安定的に維持することが難しく、また、運営にかかる事務を保護者が負担する等、様々な問題点も明らかになってきました。

これらの課題については、自らの将来的展望を含めた方向性を示すものとして、3年前に『意見書』としてまとめ、町田市にも提出しました。

しかし、その後の具体的な運動は、それぞれのクラブ、そして委託連にかかわる大方の親達が毎年変わっていくという学童保育クラブの特性ともあいまって、なかなか当初の思いどおりには進んでいないのが現実です。

学童保育クラブとは、『子どもの心身の豊かな発達と親の働く権利』を保障し、さらに、『そこで働く指導員の権利を守る』ことができこそ、子どもたちに豊かな放課後を保障することができるものだと考えます。

また、「子どもは社会の宝」と言われるように、子育て（子どもの発達保障）は『孤立し

た家（家族）の中でのみ』担っていくものではなく、『多くの、そして豊かな人間関係の中でこそ』実現できるものと考えます。言い換えるならば『学童保育クラブは社会的（公的）責任において保障される』べきものと考えます。

こうした立場から委託連では、「公設公営」での学童保育クラブの充実を「三者会」として活動を始めた頃から町田市に対して強く要望してきましたが、町田市の方針はさらに委託の方向を強め、4年前には公立クラブの民間委託のための「町田市学童保育公社」の設立がなされ『公立クラブの公社化と新規クラブの公社委託』が進められています。

「公立クラブの民間委託」にあたっては、『公立クラブの多くの問題点の指摘』が様々な立場からなされましたが、それは「公立クラブだからダメで民間にすれば解決する」という問題ではなく、行政がその公的責任の中で、どのように市民のニーズに主体的に対応していくのかという課題であると考えています。

運営委員会委託の抱えている様々な課題を解決していくためには、自ら新たな方向性を検討して展望をもち、その実現に向けての運動を始めなければならない時期にあります。

これまで委託連の中での話し合いで確認されてきた、『6つのクラブのそれぞれの歴史と個性を尊重しあいながら運営統一をし、より豊かな放課後を子どもたちに保障できる学童保育クラブを守り発展させていく』ことが、今、私たち運営委員会委託の学童保育クラブに求められていることにほかなりません。

『学童保育』は子どもたちの豊かな発達のために「親たちと指導員」が協力・協働をして創り、守り、そして発展させてきました。

それは、「親として、我が子の成長と発達を願う心」と同じように「地域の中で子どもたち」の豊かな発達を願い『共働して地域の子育てに主体的に取り組んでいく』という、これまで運営委員会委託の学童保育クラブが担ってきた運動をより主体的、積極的に発展させていく方向性です。

これまでの「委託連」がより大きな力を一つに集めて発揮し、そして、その運動を広め発展させるために、ここに特定非営利活動法人（NPO法人）町田市学童保育クラブの会の設立をするものです。

平成 14 年 10 月 6 日

特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会
設立代表者 三 階 広 明